

労働災害防止団体における
ガバナンス、コンプライアンス

労働災害防止協会におけるガバナンス、コンプライアンス

▼ガバナンス体制

	中央 労働災害防止協会	建設業 労働災害防止協会	陸上貨物運送事業 労働災害防止協会	林業・木材製造業 労働災害防止協会	港湾貨物運送事業 労働災害防止協会	鉱業 労働災害防止協会
H22年度実績						
理事会、総会						
開催年月	H22年5月 H23年3月	H22年5月 H22年9月	H22年 5月 H22年12月	H22年6月 H23年3月	H22年5月 H22年6月	H22年 5月 H22年 6月 H22年11月
議 題	<ul style="list-style-type: none"> <理事会、総会>22年5月開催 <ul style="list-style-type: none"> ・21年度事業報告の承認 ・21年度決算の承認 ・22年度事業計画案の審議 ・22年度収支予算案の審議 ・役員選任 ・顧問及び参与の委嘱 <常任理事会>23年3月開催 <ul style="list-style-type: none"> ・23年度事業計画(案) ・23年度収支予算(案) 	<ul style="list-style-type: none"> <常任理事会、理事会、総会>22年5月開催 <ul style="list-style-type: none"> ・21年度事業報告承認 ・21年度決算報告承認 ・22年度事業計画(案)承認 ・22年度収支予算(案)承認 ・理事追認 ・役員改選 ・副会長及び常任理事選任 <常任理事会>22年9月開催 <ul style="list-style-type: none"> ・理事追認 ・会費徴収基準の変更承認 	<ul style="list-style-type: none"> <理事会、総会>22年5月開催 <ul style="list-style-type: none"> ・21年度事業報告の承認 ・21年度決算の承認 ・22年度事業計画案の審議 ・22年度収支予算案の審議 ・労働災害防止計画改正案審議 ・役員選任 <常任理事会>22年5月開催 <ul style="list-style-type: none"> ・22年度理事会・通常総代会提出議案の審議 22年12月開催 <ul style="list-style-type: none"> ・陸災防平成21年度業務実績評価 ・平成23年度事業計画(案) ・陸運業労働災害防止規程の変更 	<ul style="list-style-type: none"> <理事会、総会>22年6月開催 <ul style="list-style-type: none"> ・21年度事業報告の承認 ・21年度決算報告の承認 ・22年度事業計画案の承認 ・22年度収支予算案の承認 ・22年度会費案の承認 ・役員の改選 <常任理事会>23年3月開催 <ul style="list-style-type: none"> ・23年度事業計画(案) ・23年度収支予算(案) ・賛助会員の加入(案) ・参与の委嘱(案) ・総合評価委員の委嘱(案) 	<ul style="list-style-type: none"> <理事会、総会>22年6月開催 <ul style="list-style-type: none"> ・21年度事業報告の承認 ・21年度決算の承認 ・22年度事業計画案の審議 ・22年度収支予算案の審議 ・役員選任 ・参与の委嘱 ・会員加入承認 <常任理事会>年2回22年5月開催 <ul style="list-style-type: none"> ・22年度理事会、総代会提出議案の審議(21年度事業報告、決算の承認ほか) <p>※なお、23年3月に、23年度事業計画・収支予算書について審議する予定であったが、東日本大震災により中止とし、個別に承認を得た。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <理事会、総会>22年6月 <ul style="list-style-type: none"> ・21年度事業報告の承認 ・21年度収支変更予算承認 ・21年度決算の承認 ・22年度事業計画の承認 ・22年度収支予算の承認 ・会費の額及び徴収の承認 ・役員改選 <常任理事会>22年5月開催 <ul style="list-style-type: none"> ・22年度総会提出議題 22年11月開催 <ul style="list-style-type: none"> ・23年度の補助金大幅削減を踏まえて今後の協会の運営
監 査						
開催回数	監査法人：81人日 監事監査：28回 内部監査：57回	2回	2回	1回	1回	1回
実施時期、内容	<ul style="list-style-type: none"> ○監査法人監査：22年10月～23年5月実施 ○監事監査：22年9月～10月、12月、23年2月～5月実施 ○内部監査(コンプライアンス室) <ul style="list-style-type: none"> ・22年4月～9月：業務監査 ・22年5月～7月、9月～11月：経理監査 ・22年11月～12月：情報セキュリティ監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・22年10月：期中監事監査 ・23年 5月：決算監事監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・22年10月：中間期監事監査 ・23年4月：決算監事監査 	22年5月：決算監事監査	22年5月：決算監事監査	22年5月 決算監事監査
参与会議						
開催回数	2回	2回	1回	1回	1回	1回
実施時期、内容	<ul style="list-style-type: none"> ・22年11月：第1回 ・23年 1月：第2回 主要事業の業務実績等の評価 決算諸表等についての報告	<ul style="list-style-type: none"> ・23年7月・11月：21年度業務実績評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・23年3月：労働災害防止規程の変更案について、各参与に説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・22年5月：事業報告、収支決算、事業計画、収支予算について意見聴取した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・22年4月：22年度事業計画の意見聴取 (参考)協会内部に外部有識者を含めた「評価委員会」を設置し、21年度事業報告及び決算についての評価を22年7月に実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・22年7月：21年度事業業務実績評価 なお、23年3月に23年度事業計画について意見を求める予定であったが、大震災により参与の出席が困難となったため中止した。

労働災害防止協会におけるガバナンス、コンプライアンス

▼コンプライアンス

	中央 労働災害防止協会	建設業 労働災害防止協会	陸上貨物運送事業 労働災害防止協会	林業・木材製造業 労働災害防止協会	港湾貨物運送事業 労働災害防止協会	鉱業 労働災害防止協会
過去5年間(H18～H22年度)実績						
会計検査院から指摘を受け、検査報告に不当事項等で掲記されたもの						
対象年度	20年度調査					
指摘内容(概要)	平成18年度、19年度の小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業等の実施にあたり、一支部において領収書等による支払いの事実の裏付けがないなど委託事業等に要したと認められない経費を含めていたもの	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
対 処	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当支部について本部職員による経理及び業務に関する緊急点検を実施 ・ 経理に係る自主点検票を作成し、全ての支部で自主点検を実施 ・ ブロック連絡会議及び全国支部長会議において不適正経理防止の取組について指示 ・ 職員が計画的に各支部を往訪し、事務手続きや経理状況を確認して指導 ・ 支部職員の委嘱手続きを明確化し、文書事務及び経理処理に従事する職員を明確化するよう指示 ・ 銀行振り込みによる支払いの徹底 ・ 活動記録簿、支出決議書など精算報告に添付すべき書類を指示 					
行政処分を受けた事案						
対象年度	18年度調査		(1)18年11月 (2)19年1月	(1)20年3月 (2)22年3月 (3)23年2月		
処分内容(概要)	平成12年度～平成16年度における国の委託費及び補助金について、「期ずれ」等の不適正な経理処理が行われていることが判明し、返還請求と再発防止のための措置について指示を受けたもの。	該当なし	(1)岐阜県支部が行う技能講習（岐阜労働局長に登録）について、フォークリフト運転技能講習の学科講習の時間が不足している事実が発覚し、2か月の業務停止処分を受けたもの。 (2)熊本県支部が行う技能講習（熊本労働局長に登録）について、フォークリフト運転技能講習の学科講習、実技講習において、時間が不足している事実が発覚し、2か月の業務停止処分を受けたもの。	(1)富山県支部が行う技能講習（富山労働局長に登録）について、規程に定める講習時間を満たさなかった事実が発覚し、6ヶ月の業務停止処分を受けたもの。 (2)熊本県支部が行う技能講習（熊本労働局長に登録）について、実技講習の受講者数が単位数を超えていた事実が発覚し、改善命令の処分を受けたもの。 (3)鹿児島県支部が行う技能講習（鹿児島労働局長に登録）について、実技講習の受講者数が単位数を超えていた事実が発覚し、6ヶ月の業務停止処分を受けたもの。	該当なし	該当なし
対 処	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス室の設置 ・ 経理事務の適正化を図るための経理規程の改正 ・ 経理担当者等に対する研修 ・ 外部の委員から経理問題等についての意見を求める仕組みの構築 ・ 不適正な経理処理に係る委託費等の返還 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 講習時間の不足分については、補講を実施した。 ・ ブロック別支部長会議及び全国支部事務局長会議において指導するとともに、労働局の技能講習監査の指導状況の文書を配布して周知・指導を行った。 	都道府県に支部に文書による指導とともにブロック別支部長会議及び支部事務担当責任者会議において指導を行った。		